

○ 秋田県一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 13 日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借品名及び数量  
公用車（小型自動車・乗用） 1 台
- (2) 賃貸借車両の仕様等  
仕様書による。
- (3) 契約期間  
新規登録日から 5 年後の車検満了日までとする。  
納入期限 令和 8 年 10 月 1 日（木）
- (4) 納入場所  
秋田市山王四丁目 1 番 1 号 秋田県庁

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納が無い者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納が無い者（適用除外事業所を除く）であること。
- (5) 秋田県内に本店または支店等のいずれかを有していること。
- (6) 当該契約に係る必要書類等を提出していること。

3 契約事項を示す場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号  
秋田県建設部営繕課 調整・建築チーム（電話番号 018-860-2582）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
令和 8 年 5 月 13 日（水）から同月 22 日（金）までの期間、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札執行の日時及び場所

令和 8 年 5 月 25 日（月）午前 10 時  
秋田県庁本庁舎 6 階 中央会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「規則」という。）第 160 条から第 163 条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

入札金額は1台あたりの1か月の賃貸借料とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。